

佐久市協働のまちづくり計画骨子案に対する意見募集の実施結果

1 意見募集の概要

(1) 意見募集期間

平成28年8月29日(月)から9月28日(水)までの31日間

(2) 案の公表方法

ア 佐久市ホームページへの掲載

イ 佐久市役所本庁市民ホール、広報情報課、各支所・各出張所窓口に閲覧用として設置

(3) 意見募集方法

ア 郵送

イ 電子メール

ウ ファックス

エ 直接持参(佐久市役所本庁広報情報課)

2 意見募集の結果

(1) 提出された意見 3件2名

(2) 提出された意見の概要とそれに対する市の考え方 別紙のとおり

佐久市協働のまちづくり計画骨子案に対して提出された意見の概要とそれに対する市の考え方

意見要旨	市の考え方
<p>○地域の課題を解決していくため、各区の役員や組織・団体の皆さんと連携を十分にとっていくことができる中核的な人（コーディネーター）の配置や体制が必要である。</p>	<p>○ 市民協働のまちづくりを進めるには、地域の担い手として活動をけん引するリーダーが必要であり、さらに市民活動のつなぎ役となるコーディネーターなどの育成が重要と考えている。</p> <p>市民活動サポートセンターにおいて、地域づくりのリーダーとなる人材を育成するため、様々な学習機会を提供し、地域での協働の実践につなげる仕組みづくりを進めていきたいと考える。</p> <p>○ 課題解決に向け、市民活動サポートセンターが中心となり、各種団体等と連携し、地域におけるネットワークの形成を図ることにより、豊かな地域づくりを進めていきたいと考える。</p>
<p>○職員の研修会を行いながら、市職員が地域の中で主体的にどんな役割や行動など貢献できるか考えて、可能な範囲で積極的に関わっていくことができるようにしてほしい。</p>	<p>○ 職員が横断的に連携し、様々な市民活動団体や協働の事例等の情報を共有することで、市民が協働の提案や相談を行いやすい体制づくりを進めていきたいと考えている。</p> <p>○ 市職員の協働意識のさらなる向上を図るため、協働による事業推進の必要性やメリットを理解し、積極的に市民・市民活動団体及び事業者との協働を図って事業を推進していけるよう、職員対象の研修会を行っていきたいと考えている。</p>

○協働で留意すべきこと

- ・行政と市民は考えが一致しないのが一般的であり、行政が市民に協力することを強要したり、下請けとみなしてはならない。
- ・一部の市民に便宜を与えることは許されない。公正さは不可欠である。

○「行政と協働」の分類及び協働についての考え方

(ア)「行政が行う『べき』こと」の一部を市民が担う。

- ・責任の所在が不明確になるため、協働で行うべきではないと考える。また、人権や個人情報の取り扱いも問題となると考える。

(イ)「行政が行うこと」(行事など)に市民が参加する。

- ・実質的な強要とならないように注意すべきである。

(ウ)地域社会に有益であろうと思われる活動を行政が支援(推薦を含む)する。

- ・明文化した基準を設けるか独立した審査機関を設ける必要があると考える。
- ・財団などが直接事業を行ったり行政が支援を受ける場合は、財団や企業の活動内容が合法的であること、また、人権、環境などに配慮しているか調査する必要があると考える。

(エ)行政と市民が基本的に対等な立場で地域課題を検討する。

- ・地域のことを一番よく知っていて今後の地域のことを決める主体であるのはその地域に関わる市民であるはずだが、大小様々な課題に対して現状はそのようになっていない。

○ 協働とは、市民と行政が相互に理解し、違いを認め合った上で、自立した対等なパートナーとして、それぞれの資源や能力等をもちより、共通の目標や課題の解決に向けて連携・協力し、活動することと考えている。

○ 市民と市が協働を進めるに当たって、個人情報の保護に留意しながら、情報を共有できる仕組みの充実を図っていきたいと考えている。

○ それぞれの地域が直面する課題の解決に向け、地域をよく知る市民自らが、地域の特徴を見つけ、生かし、磨き上げ、柔軟に対応していく必要があり、また、地域や活動分野を超えたつながりも必要と考えている。

